



産業・経済

商工業

問 本庁商工観光課・企業誘致推進課・産学振興課・各支所経済建設課

商工業振興

飯塚市新規創業支援資金融資制度

本市において、新たに中小企業者として創業する者及び創業後5年未満の中小企業者を対象とした融資制度があります。



また、飯塚市新規創業支援資金融資制度に係る償還利子及び信用保証料の一部を補助します。

飯塚市産業振興ビジョン2023～2027

飯塚市は近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学及び九州工業大学情報工学部(開設順に記載)の3つの大学と、産業支援機関(福岡県立飯塚研究開発センター及び福岡ソフトウェアセンター)とともに、産学官の連携による地域経済の振興を図っています。企業、大学、経済団体の皆様とともに飯塚市中小企業振興基本条例に基づく円卓会議を開催し、令和5年3月には第2期となる「飯塚市産業振興ビジョン」を策定しました。「挑戦するヒトと共に未来を創る」をコンセプトに、以下に掲げる施策方針のもと市内産業の成長を目指しています。

▶ 施策方針

- 人材の成長や定着を目指す、飯塚を担うヒトづくりを行います。
- 事業の創出や拡大を目指す、成長する会社づくりを行います。
- 創業や企業の進出を目指す、新しい会社づくりを行います。

誘致企業等に対する補助

地域産業の活性化及び市民の雇用拡大のため、次の要件を満たす事業者に対して補助金を交付します。

▶ 企業立地促進補助金

● 対象業種

市内において、製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、卸売業、固定電気通信業、移動電気通信業、こん包業、自然科学研究所

● 対象条件

- ① 事業所を新設、増設または移設すること。
- ② 事業の用に直接供するための土地、建物及びその附属設備、構築物、機械ならびに装置を取得するために要した費用の総額が3,000万円以上であること(機械及び装置については、単品で10万円未満のものを除く)。
- ③ ①に伴い、従業員(本市に住所を有し、雇用保険に加入した人のみ)を5人以上雇用することなど。

外国人雇用無料相談窓口

外国人材を受け入れる際の制度や手続きといった様々な相談等に応じるための外国人雇用無料相談窓口を開設しています。(国際政策課国際経済推進係)

商工会議所・商工会、中小企業振興センター

商工会議所・商工会及び中小企業振興センターでは、中小企業者を対象とした経営・融資についての相談や創業支援について相談を受け付けています。お気軽にご連絡ください。

飯塚商工会議所	☎22-1007
飯塚市商工会	☎22-5382
飯塚市商工会 筑穂支所	☎72-0216
飯塚市商工会 庄内支所	☎82-3155
飯塚市商工会 額田支所	☎92-0199
福岡県中小企業振興センター	☎092-622-6230

飯塚地域雇用創造協議会

産業全体の生産性の向上や競争力の強化、市民の利便性の向上につながるデジタルトランスフォーメーションを目指し、事業者向け「事業所の魅力向上、事業拡大の取組」、求職者向け「人材育成の取組」、事業者と求職者をつなぐ「就職促進の取組」の講習会等を実施しています。

飯塚地域雇用創造協議会	☎26-5520
-------------	----------

(以下は広告スペースです)

わたなべ
行政書士事務所
= 補助金申請支援 =
〒820-0088
福岡県飯塚市弁分 309 番地
TEL 0948-52-6828

認定農業者制度

認定農業者制度は、意欲ある農業者の育成と確保を目指す制度で、認定されると、農業を営んでいく上でいろいろな支援措置が受けられます。

支援の内容

- ① 農業委員会による農用地の利用集積の支援
- ② 農業制度資金(低金利)などの融資
- ③ 割増償却制度などの税制上の特例措置
- ④ 経営改善に関する相談、研修などの実施

農業制度資金

農業者の方々が経営改善を図りたい場合や、または新しく農業を始める場合などに、長期かつ低利で借りることのできる資金です。

主な農業制度資金

- ▶ 農業経営改善関係
農業改良資金・農業近代化資金・スーパーL資金
- ▶ 負債整理関係
農業経営負担軽減支援資金・経営体育成強化資金
- ▶ 新規就農関係
青年等就農資金
- ▶ 災害対策関係
農林漁業セーフティネット資金など

シルバー農園

高齢者に農作業に親しむ機会を提供し、農作業への理解や生きがい及び健康増進といった高齢者福祉の向上を図るために農園を貸し付けています。

シルバー農園

- ・相田農園 40区画 1区画 約20㎡
 - ・菰田農園 21区画 1区画 約20㎡
 - ・秋松農園 21区画 1区画 約20㎡
- 料金はお問合せ下さい。

森林の土地を取得したとき

森林の土地を新たに取得した場合は、届出が必要です。

届出の手続き

- ① 届出書(森林法施行規則第7条1項)
- ② 当該土地の位置を示す地図
- ③ 当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書面

農産物直売所

地域で生産される農産物を生鮮・加工販売することで地域農業の活性化を図る施設です。ご利用ください。

施設名	住所	営業時間及び開所日
庄四季物 (庄内農産物直売所)	綱分770-1	午前9時から午後5時まで 毎日(お盆・年末年始 休み有)

農地等の利用の最適化の取り組みについて

農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農業生産力の増進を支援する組織として、①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を通じて、地域農業の発展に取り組んでいます。

農地の利用状況調査(農地パトロール)について

毎年8月頃に、管内の全ての農地の利用状況を調査します。(農地法第30条)

利用状況調査の結果等を踏まえ、遊休農地と判断された場合、直ちに所有者等に対する利用意向調査を行います。(農地法第32条)

また遊休農地状態が継続すると、固定資産税額の見直しにつながることもあります。

農地を売買・貸借するとき

売買、貸借などにより農地の権利(所有権・賃借権・使用貸借権など)を移転や設定するには、農業委員会の許可が必要です。(農地法第3条など)

許可の条件

譲受人・借主が、一定の条件に適合する場合のみ、権利の移転や設定ができます。

※一定の条件については農業委員会事務局へお問い合わせください。

許可申請手続き

許可申請には、次のものが必要となります。

- ① 売買・貸借等する農地の登記簿謄本1通
- ② 申請者(譲受人・借主)の住民票1通(譲渡人・貸主の住民票が必要な場合もあります)
- ③ その他必要な書類(事務局等にお尋ねください)

農地を転用するとき

農地を農地以外(宅地など)に転用するときは、農業委員会を経由して県知事の許可が必要です。農地の転用は、農地法をはじめ、その他の法律で規制されている土地もあります。計画にあたっては、事前に農業委員会と十分な協議を行うようお願いいたします。

許可申請

許可申請は、その内容によって次の2つに分かれます。

農地法第4条申請

自分の所有する農地を所有者自身が転用するとき。

農地法第5条申請

自分の所有する農地を所有者以外の人を買ったり、借りたりして転用するとき。

農業振興地域の農用地の転用について

農用地の指定を受けている農地を転用するときは、事前に農用地から除外する申請を行う必要があります。(ただし、除外できない場合もあります。)

農地を相続したとき

農地を相続したときは、相続登記完了後に農業委員会へ届出が必要です。

届出に必要な書類

- ① 届出書(農地法第3条の3)
- ② 相続が確認できる登記完了書の写し

